

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

No.3 嬉野市議会議員 芦塚 典子

| | | | |
|------------|--|-----|--------|
| 開催月日 | 令和2年10月28日(水) | | |
| 開催時間 | 10:00~12:30 | | |
| 開催場所 | 博多区博多駅東1丁目16-14 | | |
| 主催者 | 地方議員研究会 | | |
| 研修会等の名称 | withコロナと自治体財政 | | |
| 講師等の氏名等 | 地方議員研究会 総括コンサルタント 川本 達志 | | |
| 内容・結果等 | <p>1. コロナ対策で自治体はどう動いたか</p> <p>○ 足元で困っている人がいる 課題を見つける(現場を見る) 未解決 国・県のコロナ支援策が行き届いていない市民 制度を作る——市の財政課題の抽出 制度の適用(要件と効果) 成果に結びついているのかを評価する 自然災害の場合(コロナ禍との違い) 第32次地方制度調査会答申(地方自治法の改正) 2020. 6. 26 アフターコロナ 従来のビジョンにコロナがどのような影響を与えるかを考えること。 自治体は民間と「地域の未来予測」を共有して、何をすべきかを話し合う、プラットフォーム withコロナとは?</p> <p>○ レジリエンス(強靱な、しなるけど壊れない)のある自治体経営 在庫・予備等、キャパシティを用意するジャスト・イン・ケースに軸を移す。</p> <p>○ 自治体財政アンケート 厳しい税收、67%が地方交付税の対応を求める 予算の組みなおしで支出の先送り</p> <p>○ 中期行政運営方針「未来につなぐ行政運営の基礎作り」(概要) 人口推計、5年ごと推計、人口が落ちていく、高齢者の実数が増えていく、</p> <p>☆コロナが来年度の歳入に与える影響 歳入減がどれくらいあるかを予測し、執行部と議会で早期に共有すべき (参考)議員提案によるコロナ支援増額補正提案 (廿日市市)</p> <p>1. 感染拡大防止協力外支援金 2. 支給対象者 3. 支給額 1中小企業者に20万円 4. 所要財源 9千万円(450事業所×20万円)</p> <p>まとめ コロナ対策で、国、県・市レベルで、様々な対応策が発信されているが、まだまだコロナで困っている住民はいるはず。コロナに対する政策は、首長のトップダウンであるが、議会として政策要求は必要である。6月、9月、12月の補正予算は、国の追加補正によって組まれるのが現実だが、年度途中で生じる事実、災害や感染症等の課題や積み残された課題に対する施策・事業も俎上に載せるべきである。</p> | | |
| 上記活動に要した経費 | 経費の内容 | 支払先 | 金額(円) |
| | 出席者負担金 | | 25,000 |
| | 会費 | | |
| | 旅費 | | 5,480 |
| | 合計 | | 30,480 |

※裏面に領収書、開催通知等を貼付のうえ、実績報告書の支出明細に添付すること。

会議や研修等の資料についても整理保管すること。

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

No.4 嬉野市議会議員 芦塚 典子

| | | | |
|------------|--|-----|---------|
| 開催月日 | 令和2年10月28日(水) | | |
| 開催時間 | 14:00~16:30 | | |
| 開催場所 | 博多区博多駅東1丁目16-14 | | |
| 主催者 | 地方議員研究会 | | |
| 研修会等の名称 | withコロナの議会と執行部の関係 | | |
| 講師等の氏名等 | 地方議員研究会 総括コンサルタント 川本 達志 | | |
| 内容・結果等 | <p>1. 議会は、行動し提案する代表機関へ これからの議会は対峙すべきではないか。 ☆ 機関としての議会が対峙する機関であって議員ではない 緊急時に議会はどのように動いたか 自然災害の場合 局地的に対応(執行部) 議会が追認せざる</p> <p>2. コロナは議会でどう対応すべきか コロナの影響をしっかりと把握したか ひとり親が困窮している実態を把握しているか 地方防災計画を議決事項に 感染症対策は県知事が持っている。市長は何もしなくてよいのか 今後の補正予算、来年度の予算に向けてどのように反映すべきか</p> <p>3. 議会としてのコロナ対策 議会として住民の実態と声の裏付けがあつてこそ 将来を含めた財政計画 介護保険料の決定を議会が主体的に議決事項に加える</p> <p>4. 議会と執行部との関係 ・招集権 議長が臨時議会を招集できる。4分の1以上の時 ・議決権 (任意議決事項) ・調査権 ・提案権 ・同 (実例)四日市市議会基本条例 第97条第2項(議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。 但し市長の予算の提出の権限を侵すことはできない。) 第115条の3(議案の修正) 議案に対する修正動議</p> <p>5. これまでのコロナ禍に対する執行部の動き 専決、臨時議会、地方創生臨時交付金</p> <p>マトメ コロナ対策は、県・市町の中で広範に影響を与えている。自然災害では、特定された現場があるが、コロナでは特定された現場というものがない。その点執行部が必ずしも、現場の状況をすべて把握しているわけではない。議員は現場を回って、住民の実態と声を聞くことができる。国や県の支援策はネット上に公開されている。これからの地域への影響については、執行部と議会は共有すべき点が多くあり、今後の補正予算、来年度の当初予算に向けてどのように対処すべきかを議会も主体的に考え、統一した機関として意思が必要である</p> | | |
| 上記活動に要した経費 | 経費の内容 | 支払先 | 金額(円) |
| | 出席者負担金 | | |
| | 会費 | | |
| | 旅費 | | |
| | 合計 | | No.3に記載 |

※裏面に領収書、開催通知等を貼付のうえ、実績報告書の支出明細に添付すること。

会議や研修等の資料についても整理保管すること。